

# 学会誌団体定期購読規程

制 定：2020年9月20日

## (対象と申込)

第1条 日本臨床動作学会（以下「本会」という。）は、本会の目的、事業および学会誌刊行の趣旨や守秘義務を理解し、その責務を会員同様に負うことの許諾ができる大学等の教育・研究機関の図書館等またはそれに準ずる機関が本会の学会誌の購読を希望する場合、所定の申込書(団体定期購読用)に必要事項を記入し、本会事務局宛に提出し、本会理事会の審査・承認をうけなければならない。

## (購読料)

第2条 定期購読料は、年額(1冊)3,500円(送料込み)とし、年度単位の申込とする。  
2 購読料は前納を原則とする。  
3 機関の支払規程等により後払いを希望する場合は、別途所定の手続きを必要とする。

## (変更の手続)

第3条 登録の事項に変更が生じた場合は、すみやかに書面によりその届けを行わなければならない。

## (購読中止)

第4条 購読を中止しようとするときは、中止届を提出しなければならない。  
2 特に購読中止の申出がなければ自動継続とする。

## (登録削除)

第5条 以下のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、送付を停止して登録の削除とする。(1)本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。(2)著作権法等の社会通念や慣行上の問題で正当な事由があるとき。(3)所定の購読料の納入がなく、それについての連絡がない場合。

## (バックナンバーの購読と料金)

第6条 不定期にバックナンバーの購読を希望する機関は、本会事務局あてに申し込み、事務局長の判断により許可された場合に購読できる。  
2 バックナンバーの購読料は、バックナンバー1冊 3,000円とする。送料は別とする。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て理事長が行う。

附則1 この規程は、2020年9月20日より発効する。